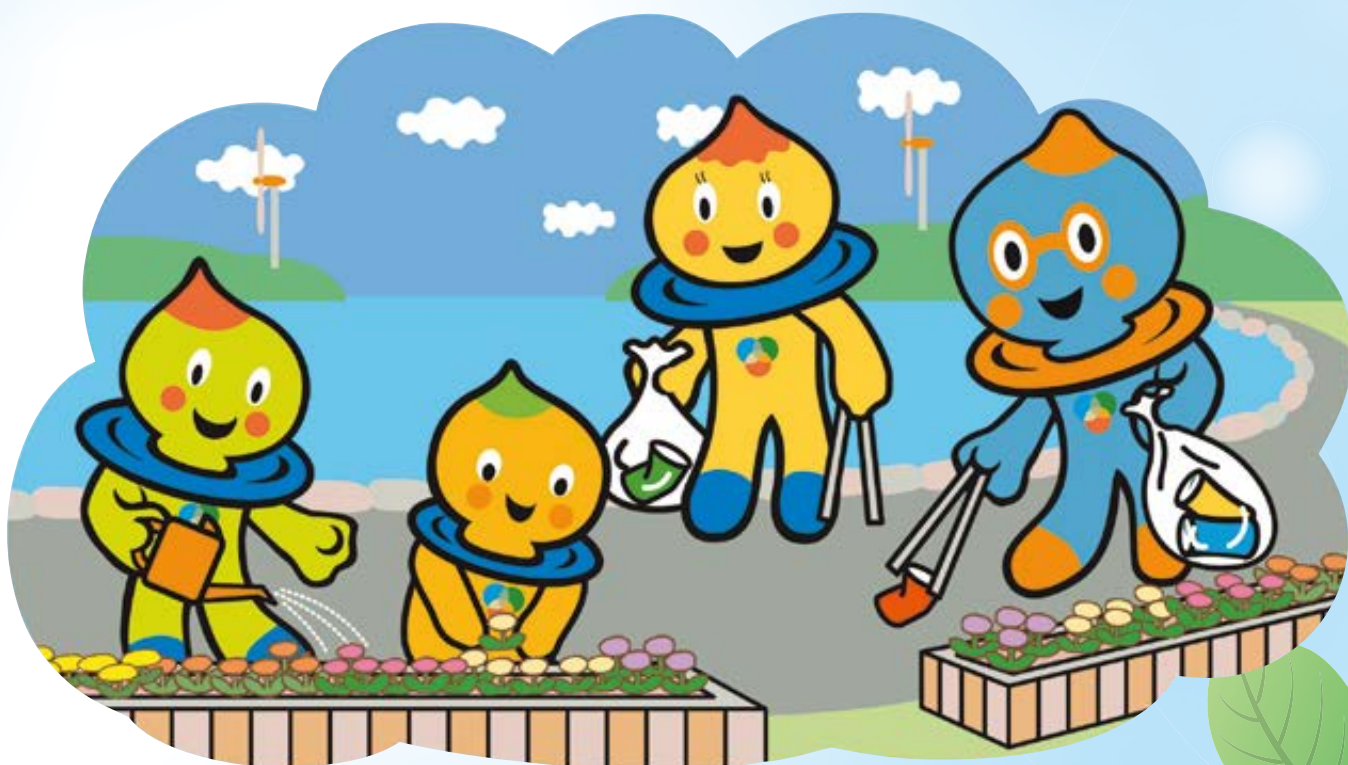


淡海エコフオスター制度

～美しいまちづくりを目指して～



あなたもエコフオスターになってみませんか？

【淡海エコフオスター制度とは】

エコフオスターとは、エコ（環境）とフオスター（育成する）を結びつけ、環境こだわり県・滋賀を表す「淡海」を冠した造語です。公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃する制度で、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と県が一体となった地域活動を推進することを目的としています。

滋賀県

現在、滋賀県では淡海エコフオスターへの登録団体を募集しています。

エコフオスターとは、各種団体や企業が継続的なボランティア活動により、湖岸・道路等の公共スペースの一定の区画を、愛情と責任を持って美化を推進していく制度です。美しいまちづくりを目指してあなたもエコフオスターになってみませんか？

どこで、どのような活動をするのですか

エコフオスターの皆さんには、県との合意書に基づき、事前に定めた区域において、空き缶や、たばこの吸い殻等の散乱ごみの回収といった環境美化活動を月1回以上行っていただきます。

活動いただく実施区域の設定は、湖岸、河川、道路などの県が管理する公共用地を対象とします（長さ500m以上）。

なお、すでに別の補助事業を受けて他の団体が活動している場所は実施区域の対象から除きます。

また、各自治会がその自治会の中の公共用地で美化活動をする場合や、企業がその敷地周辺の公共用地のみで美化活動する場合などはエコフオスター事業の対象から除きます。



集めたごみはどうするのですか

集めたごみの収集、処理方法については、実施場所の市町にご確認ください。各市町の指示に従って処理してください。

どのような支援が得られるのですか

傷害保険・賠償責任保険に県で一括加入するなどの支援を行っています。また、県ホームページで、順次、団体の活動紹介を行うことで、団体のPRを行っています。詳しくは県の各窓口（裏面下）までお問い合わせください。

どのような手続きが必要ですか



ボランティアグループ、自治会、企業など、10名以上で構成される団体で申請してください。実施してみようという団体の皆さんは、実施場所を選んで県に実施希望届（裏面（様式1））を提出してください。その後、県にて関係機関と調整を行い、申請いただいた皆さんと県で合意書を交わしたうえで活動を行っていただきます。